証券コード　４１７３
2022年５月12日

株　主　各　位

東京都千代田区神田小川町
三丁目２６－８－２Ｆ
株式会社ＷＡＣＵＬ
代表取締役社長　大　淵　亮　平

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえ、開催いたします。株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力いただきご来場くださいますようお願い申しあげます（当日は会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。）。

また、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年５月27日（金曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年５月30日（月曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター　１階　Room B
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第12期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款の一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第４号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://wacul.co.jp/）に掲載させていただきます。

また、株主総会の運営に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（同上）に掲載いたしますので、ご出席の際にはご確認くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が長期化し2022年１月以降は同感染症の変異種が拡大するなど、不確実性の高いものでした。そのような中、当社の属するデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」）市場は、非対面での経済活動の継続を主目的とし、活況が続いていると見ております。

そうした環境下において、当社はマーケティングDXへの関心の高まりを捉えるべく、事業を推進してまいりました。プロダクト事業では、デジタルマーケティングのPDCAを支える分析・改善提案ツール「AIアナリスト」のサービス提供を中心とし、そこから抽出された改善を実現するBPOソリューション群である「AIアナリストSEO」「AIアナリストAD」を含む「AIアナリスト・シリーズ」のクロスセルを推進しました。インキュベーション事業では「AIアナリスト」で培った“勝ちパターン”をもとに企業のマーケティング戦略、組織設計、オペレーション構築など、マーケティングのDXコンサルティングを提供しました。また、新規事業である「Marketer Agent」のDX人材のマッチングや有料職業紹介によって、DX人材が不足する企業のマーケティングDXの実現を後押しできるよう、ソリューション拡充を進めてまいりました。当社は、こうした戦略立案からアナリティクス、実行・実装などから蓄積されたナレッジを顧客に届けるべく、人・ツールといったナレッジを届ける手段にはこだわらず、既存ソリューションの強化や新規プランの作成など、提供手法を広げる事業開発を継続しております。

プロダクト事業では、マーケティングDXに取り組む企業へのアプローチと、さらなるケイパビリティ獲得によるサービス強化の２軸を通じて、事業成長を目指してきました。マーケティングDXに取り組む企業のアプローチのため、2021年９月には、特に近年注目されているD2C（Direct to Consumer、メーカーが中間流通を介さず自社のECサイトなどを通じ、商品を直接消費者に販売するビジネスのこと）を行う企業をターゲットとして「EC JAPAN SUMMIT2021～間違いだらけのD2C」をオンライン開催し、1,000名以上を集客しました。加えて、予算の少ない顧客層にもアプローチするため、無料の「デジタルマーケティング診断」の提供や、低予算から開始できる「サイト改善スタータープラン」の新設等の施策を行っ

てまいりました。ケイパビリティ獲得によるサービス強化のため、各プロダクトの強化及び新プロダクトの開発を継続的に行っております。「AIアナリストAD」では、第２四半期ではGoogle/Yahoo!のパートナーの認定を受けて媒体との関係性強化を行い、第４四半期にはサービス内容のリニューアルを行うなど、プロダクトのマーケットフィットを高める改善活動を行っております。また、シンプルな設定でマーケティングとセールスを一気通貫で分析可能なSFA/CRM連携機能を開発し、既存顧客向けに実証実験を開始するなど、これまでのデジタル接点を活用したマーケティングだけでなく、その後のセールス領域に事業領域を拡大することにも取り組んでおります。以上のような新規顧客獲得施策及び各プロダクトの拡充を進め、あわせてAIアナリスト・シリーズのクロスセルの営業活動を継続的に実施した結果、クロスセル率及びLTVは順調に成長しました。

インキュベーション事業では、継続的な需要の増大を受け、大企業の新規プロジェクトの獲得と密接な関係性強化による継続プロジェクトの獲得の両面で進めております。当事業年度は、新規獲得及び継続プロジェクトの獲得の両面が進み、順調な売上高成長を達成しております。

また、新規事業として当事業年度中からテストマーケティングを開始しました人材事業については、2022年１月に有料職業紹介事業許可を取得し、2022年２月に正式ローンチしております。本事業については、中期的な収益の柱のひとつとすべく、初期はマッチング主体での収益化を目指し、登録マーケター数や契約社数などをKPIとして事業推進に努めてまいります。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,086,661千円（前期比52.6％増）、営業利益185,874千円（前期比159.2%増）、経常利益184,060千円（前期比223.7%増）、当期純利益226,008千円（前期比170.2%増）となりました。

当社事業のKPIである売上総利益率、１顧客から得る売上高である１社当たり理論LTV（顧客生涯価値、１社当たりの12ヶ月平均初期売上＋１社当たり平均リカーリングレベニュー/社数ベースの12ヶ月平均解約率）は以下のように推移しております。

売上総利益率は、81.8%(前期比4.6pp減)となっております。これは主に「AIアナリストAD」「AIアナリストSEO」の売上が拡大したことにより売上総利益率が低下したものの、売上総利益率の高い「AIアナリスト」の売上が堅調に推移したため、売上総利益率は80%以上の水準を維持しております。

LTV（顧客生涯価値）は、当事業年度において4,414千円（前期比28.1％増）となっております。これは、クロスセルへの取組み強化と解約率の低減が主要因として増加しました。クロ

スセルは、主に「AIアナリストAD」「AIアナリストSEO」の利用を既存顧客に積極的に働きかける営業活動を行う等の取組みを行った結果増加しております。解約率は、DXプラットフォームとしてのアップデートとクロスセル率の向上により、顧客の業務プロセスに対しこれまで以上に貢献・定着することができた結果、低減しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は96,001千円で、その主なものは、プロダクト事業のサービスに係るソフトウェアの計上であります。

③ 資金調達の状況

2021年２月19日のマザーズ上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により総額101,140千円を、新株予約権の権利行使により9,333千円の資金調達を行いました。また、金融機関より長期借入金として200,000千円の資金調達を行いました。

以上より、総額310,473千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2019年２月期)	第 10 期 (2020年２月期)	第 11 期 (2021年２月期)	第 12 期 (当事業年度) (2022年２月期)
売　　上　　高(千円)	370,952	485,984	712,016	1,086,661
経常利益又は経常損失（△）(千円)	△67,456	△141,715	56,861	184,060
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△69,746	△142,004	83,657	226,008
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△11.01	△20.91	12.31	32.12
総　　資　　産(千円)	536,197	504,512	711,178	1,251,671
純　　資　　産(千円)	426,095	286,290	466,547	803,029
１株当たり純資産　(円)	62.73	41.83	67.37	113.66

（注）１．記載金額は、千円未満を切捨て、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産は、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

２．当社は、2019年３月29日付で株式１株につき100株の株式分割及び2020年10月31日付で普通株式１株につき30株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

① 知見をもとにした新規事業・新規機能開発による成長市場の獲得

近年のDX（デジタル・トランスフォーメーション）、AI、データアナリティクス及びSaaSに対する関心の高まりに象徴されるように、当社の提供するサービスが属する各市場は今後ますます市場成長が見込まれております。当社が提供する既存サービスは継続的な取引を行う顧客基盤を確立しており、安定的な月額利用料収益を得ております。そうした顧客との継続的接点を活かしながら、当社の独自に保有する知見を事業・機能として、いち早く投入することで、拡大する市場を早期に獲得することが重要な課題と認識しております。

② 優秀な人材の確保

当社は専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めてまいりました。

今後のDX市場の拡大に伴う事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、引き続き優秀な人材を確保・育成することは当社の事業展開を図るうえで重要と認識しておりますが、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。これまで同様、効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた優秀な人材の組織体制の整備を進めることが課題であると認識しております。

開発部門においては、サービスの利便性及び機能の向上並びに新規サービス開発のため、優秀なエンジニアの採用を継続的に行ってまいります。営業・マーケティング部門においては、収益基盤の強化とあわせて採用を行ってまいります。また、コンサルティング部門においては、デジタル知見だけでなく、高い視点で顧客のDXを強力に推進できる優秀なコンサルタントの採用を進めてまいります。

③ 顧客リーチの強化

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、当社が持つWebマーケティング技術及び提供サービスの機能優位性に拠る形で、当社の直接的なアプローチによる顧客獲得を図ってまいりました。その結果として、現在、幅広い業種の企業に当社サービスを導入いただき、継続的な取引による顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。

しかしながら、一層のソリューションの社会実装による事業のさらなる拡大を図るにあたり、当社ブランド及びソリューションの販路拡大が重要となるため、広報・プロモーション活動による認知度の向上や顧客を多く保有する企業との協業による、顧客リーチの強化が重要な課題と認識しております。

④　独自データの蓄積・解析による知見の強化

多くのマーケティング関連ツールがビッグデータの整理によって可視化するに留まる中、当社のプロダクトはユーザーの過去のPDCAの蓄積から、次に行うべきアクションまでを具体的に提供することができる点で、差別化ができております。今後も、顧客へ高い付加価値を提供し続けるためには、PDCAデータという独自データの蓄積をさらに進め、AI技術等の分析技術を高度化することで、分析・提案の高度化と多様化を続けることが重要な課題と認識しております。

引き続き、有識者と顧問契約を締結し、適宜情報交換を行うことで、独自データの蓄積・解析体制の強化による、新たな知見の獲得と強化に努めてまいります。

⑤　事業領域の拡大

当社は、提供サービス「AIアナリスト」を中心に、Webサイトを中心としたマーケティングのDXに関するソリューションを提供してまいりました。

今後「AIアナリスト」及びその周辺サービスをさらに拡販・成長するためには、Webサイトやマーケティングのみに閉じず、データ基盤の構築やマーケティング&セールスといった、Webサイトのバックエンドやマーケティングによる見込み顧客の獲得後の後工程などの隣接する事業領域への早期の事業展開が重要な課題と認識しております。M&Aや出資を通じた新規知見の獲得、隣接する事業領域のソリューションを持つ企業との提携により、早期の事業領域の拡大に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2022年２月28日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
プロダクト事業	
ＡＩアナリスト	Webサイトのアクセス解析データ等をクラウド上で連携するだけでレポートの作成、データ分析結果からの改善提案、実施した改善施策の記録と成果の測定などが可能となる、デジタルマーケティングのPDCAをサポートするプラットフォーム
ＡＩアナリスト　ＳＥＯ	「AIアナリスト」の改善提案を考慮するなど、一部「AIアナリスト」の持つ機能を活用しながら“コンバージョン(注)＝購買・商談機会の獲得”を意識したコンテンツをサイト運営者に代わって制作する、コンテンツマーケティング支援サービス
ＡＩアナリスト　ＡＤ	広告枠の買い付けなどのWeb広告業務の一部をシステム化し、Web広告の運用を代行するサービス
インキュベーション事業	
ＤＸコンサルティング	最先端のデータ分析に基づいたデジタルマーケティングを推進する企業に対するコンサルティングのサービス
人材事業	
Ｍａｒｋｅｔｅｒ　Ａｇｅｎｔ	マーケターのマッチング及び有料職業紹介

（注）Webサイトにおける最終的な成果・目的のことを指し、主なものとして、商品の購入・予約、会員登録、資料請求、お問い合わせなどがあります。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2022年２月28日現在）

本　　社	東京都千代田区

⑺ **従業員の状況**（2022年２月28日現在）

従　業　員　数	前　事　業　年　度　末　比　増　減
57　（15）名	６名増　（４名減）

（注）従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2022年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	80,554千円
株式会社りそな銀行	80,561千円
株式会社日本政策金融公庫	70,000千円

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2022年２月28日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　27,168,000株

⑵ **発行済株式の総数**　7,047,700株

⑶ **株主数**　4,083名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	1,785,000株	25.33%
大淵亮平	1,125,900株	15.98%
垣内勇威	826,200株	11.72%
梅田裕真	270,000株	3.83%
鈴木達哉	270,000株	3.83%
竹本祐也	231,000株	3.28%
株式会社マイナビ	156,000株	2.21%
若林龍成	109,200株	1.55%
株式会社リコー	94,500株	1.34%
見満周宜	90,000株	1.28%

（注）１．当社は、自己株式を所有しておりません。

２．2021年３月23日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は104,700株増加しております。

３．当事業年度における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は51,000株増加しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2019年５月28日
新株予約権の数		18,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 546,000株 (新株予約権１個につき 30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個につき110円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 5,490円 (１株当たり 183円)
権利行使期間		2019年９月１日から 2029年８月31日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 18,200個 目的となる株式数 546,000株 保有者数 4名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) １．2020年10月31日付で行った普通株式１株を30株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

②本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥本新株予約権者は、当社株式が上場市場に上場したのち、本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大　淵　亮　平	合同会社ダイエン 代表社員
取　締　役	垣　内　勇　威	インキュベーション担当
取　締　役	竹　本　祐　也	コーポレート担当
取　締　役	井　口　善　文	ビジネスプランニング担当 LODESTAR合同会社 代表社員
取　締　役 （常勤監査等委員）	吉　村　貞　彦	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 取締役（監査等委員）
取　締　役 （監査等委員）	梅　本　大　祐	ブレークモア法律事務所 弁護士 コーニングジャパン株式会社 監査役 コーニングインターナショナル株式会社 監査役
取　締　役 （監査等委員）	井　出　　彰	井出公認会計士事務所 代表 プレミアアンチエイジング株式会社 監査役 AIコーポレートアドバイザリー株式会社 代表取締役 株式会社wevnal 監査役

（注）１．監査等委員である取締役吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員である取締役吉村貞彦氏及び井出彰氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、公認会計士、上場企業の監査役・監査等委員及び監査法人における経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査等委員である取締役井出彰氏は、現職の公認会計士であるとともに監査法人における経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査等委員である取締役梅本大祐氏は、現職の弁護士であり、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、吉村貞彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、吉村貞彦氏、梅本大祐氏及び井出彰氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要は、以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員であるものを含む。）及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

1)被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

2)填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由が設けられています。

⑷ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は2021年２月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議しており、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬に係る決定方針について定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員である取締役との事前協議の内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は、以下のとおりであります。

① 基本方針

役員報酬について、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・明確性のある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定することを

基本方針とする。

② 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

1)個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。具体的な方針及び基準については今後検討を進める。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、2019年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議している。

2)業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法

採用していない。

今後、業績連動報酬については単年度業績、経営重要指標等を参考に検討を進める。

3)非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、額もしくは数又は算定方法

採用していない。

今後は健全なインセンティブとして機能するよう構成比率を検討する。

4)1)2)3)の割合（構成比率）

固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

③ 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支払う。

④ 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

1)委任を受ける者の氏名又は当社での地位・担当

代表取締役が取締役会から委任を受けて、株主総会で承認を得た年額の範囲内で監査等委員との協議のうえ、個別の報酬額を決定する。

今後、報酬委員会を設置することも視野に入れて検討を進める。

2)委任する権限の内容

個人別の報酬等について金額・条件等の決定。

3)権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当事項なし。

⑤ 報酬等の内容の決定方法（③の事項を除く。）

該当事項なし。

⑥ その他個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項なし。

⑸ 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	4名 （0）	58,875千円 （0）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3名 （3）	12,600千円 (12,600)
合　　計 （うち社外役員）	7名 （3）	71,475千円 (12,600)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2019年５月28日開催の第９回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は、５名（うち社外取締役０名）です。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年５月28日開催の第９回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。

4．取締役会は、代表取締役社長大淵亮平に各取締役（監査等委員であるものを除く。）の具体的な金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員である取締役との間で、取締役報酬の決定方針及び適正な決定手続等に関する協議を行っております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査等委員である取締役吉村貞彦氏は、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役梅本大祐氏は、ブレークモア法律事務所の弁護士、コーニングジャ

パン株式会社の監査役及びコーニングインターナショナル株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役井出彰氏は、井出公認会計士事務所の代表、プレミアアンチエイジング株式会社の監査役、AIコーポレートアドバイザリー株式会社の代表取締役及び株式会社wevnalの監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （常勤監査等委員）　吉村貞彦	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）　梅本大祐	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）　井出　彰	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席しております。出席した取締役会においては、主に公認会計士・監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓発に努める。

2)定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

3)内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

2)取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。

2)リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役会を原則毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。

2)中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。

3)職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。

2)使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓発を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
3)内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
1)監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
2)取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
3)監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
4)内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。

⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑪　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。

⑫　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。

2)監査等委員会は、代表取締役社長と四半期に１度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。

3)監査等委員会は、内部監査人及び会計監査人と四半期に１度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。

4)監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム」に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑭　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。

2)取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。

3)反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を23回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

② 監査等委員監査の実施状況

内部監査と連携して監査等委員監査を実施しております。取締役会への出席や重要な書類等の閲覧調査を定期的に実施しております。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、決算数字の確定から開示までの作成プロセス、及び開示プロセスを適正に実施しております。

④ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

反社会的勢力への対応に係る社内規程の制定及び改定の際には、執行役員会への報告の上で、執行役員による各部門内での周知等を行うこととしております。また、社内にてコンプライアンスに関連する研修・社内周知等を実施する際には、必要に応じて、反社会的勢力への対応に係る事項の周知・説明を盛り込んでおります。

管理部門においては、暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関からの情報収集を行うほか、必要に応じて顧問弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

取引の実施に際しては、「日経テレコン21」等の外部ツールを利用して新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うとともに、取引先と締結する契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約解除する旨の条項（いわゆる暴排条項）を設けております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保とを総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

早期の配当の実施を目指し、全社員一同業績の向上に一層努める所存です。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**964,413**	**流動負債**	**298,587**
現金及び預金	755,501	1年内返済予定の長期借入金	81,060
売掛金	132,623	未払金	116,465
仕掛品	461	未払費用	3,371
前渡金	576	未払法人税等	28,626
前払費用	18,632	前受金	16,392
その他	61,822	賞与引当金	20,174
貸倒引当金	△5,205	その他	32,497
固定資産	**287,258**	**固定負債**	**150,055**
有形固定資産	**6,491**	長期借入金	150,055
建物附属設備	7,737	**負債合計**	**448,642**
減価償却累計額(建物附属設備)	△2,965	**(純資産の部)**	
建物附属設備(純額)	4,771	**株主資本**	**801,016**
器具及び備品	12,836	**資本金**	**529,630**
減価償却累計額(器具及び備品)	△11,117	**資本剰余金**	**103,725**
器具及び備品(純額)	1,719	資本準備金	103,725
無形固定資産	**158,633**	**利益剰余金**	**167,661**
ソフトウエア	157,703	その他利益剰余金	167,661
ソフトウエア仮勘定	930	繰越利益剰余金	167,661
投資その他の資産	**122,133**	**新株予約権**	**2,013**
繰延税金資産	109,280	**純資産合計**	**803,029**
その他	12,852		
資産合計	**1,251,671**	**負債純資産合計**	**1,251,671**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**1,086,661**
売上原価		**197,671**
売上総利益		**888,989**
販売費及び一般管理費		**703,115**
営業利益		**185,874**
営業外収益		
受取利息	6	
受取手数料	457	
受取補償金	56	519
営業外費用		
支払利息	1,110	
支払手数料	759	
株式交付費	463	2,333
経常利益		**184,060**
税引前当期純利益		**184,060**
法人税、住民税及び事業税	28,498	
法人税等調整額	△70,446	△41,948
当期純利益		**226,008**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	474,300	48,395	48,395	△58,347	△58,347	464,347
当期変動額						
新株の発行	55,330	55,330	55,330			110,660
当期純利益				226,008	226,008	226,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	55,330	55,330	55,330	226,008	226,008	336,668
当期末残高	529,630	103,725	103,725	167,661	167,661	801,016

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,200	466,547
当期変動額		
新株の発行		110,660
当期純利益		226,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△187	△187
当期変動額合計	△187	336,481
当期末残高	2,013	803,029

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	８年～17年
器具及び備品	４年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づいております。

⑶ 繰延資産の処理方法

株式交付費　支出時に全額費用として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

⑴ 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「敷金及び保証金」（当事業年度は、12,842千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「敷金及び保証金」は13,642千円であります。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「未払消費税等」（当事業年度は、29,771千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「未払消費税等」は26,245千円であります。

⑵ 損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は０千円であります。

⑶ 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

⑴ 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　　109,280千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　2018年２月16日）に従って過去の税務上の繰越欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌事業年度以降の中期経営計画を基礎としております。中期経営計画の策定に当たっては、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき作成しております。

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵ 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物附属設備	4,771千円
器具及び備品	1,719千円
ソフトウエア	157,703千円
ソフトウエア仮勘定	930千円
減損損失	－千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づきグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損の要否を判定しております。

減損要否の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フロー等は中期経営計画に基づいて算定しております。中期経営計画は過去の実績及び現在の経営環境を考慮し、将来の経営戦略に基づき売上の増加を主要な仮定として作成しております。

経営環境の著しい悪化等による収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合は、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

4．追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社の事業活動に与える影響は限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損などの会計上の見積りなどを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高く、今後の状況次第では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,047,700株

⑵ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	742,500株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	211,367千円
賞与引当金	6,177千円
ソフトウエア償却	6,079千円
研究開発費	3,602千円
未払事業税	2,824千円
貸倒引当金	1,593千円
資産除去債務	1,367千円
その他	1,460千円
繰延税金資産　小計	234,473千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△123,545千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,647千円
評価性引当額　小計	△125,192千円
繰延税金資産　合計	109,280千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	－	－	6,237	76,389	67,951	60,788	211,367
評価性引当額	－	－	－	－	△62,756	△60,788	△123,545
繰延税金資産	－	－	6,237	76,389	5,194	－	(※2) 87,821

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金211,367千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産87,821千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、翌事業年度以降の課税所得の見積額に基づいて、翌事業年度以降の一時差異等のスケジューリングの結果、当該税務上の繰越欠損金の使用見込み額について繰延税金資産を計上することが合理的であると判断したためであります。

7．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、主に運転目的の資金として調達しており、返済日は最長で決算日後4年10ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ)流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、コーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	755,501	755,501	－
⑵ 売掛金	132,623		
貸倒引当金（*1）	△5,205		
	127,418	127,418	－
資産計	882,919	882,919	－
⑶ 未払金	116,465	116,465	－
⑷ 未払法人税等	28,626	28,626	－
⑸ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	231,115	232,292	1,177
負債計	376,206	377,384	1,177

（*1）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴現金及び預金、⑵売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑶未払金、⑷未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たりの純資産額	113円66銭
⑵	１株当たりの当期純利益	32円12銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年４月14日

株式会社ＷＡＣＵＬ
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　上　藤　継

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＷＡＣＵＬの2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年３月１日から2022年２月28日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年４月19日

株式会社ＷＡＣＵＬ　監査等委員会

常勤監査等委員　吉　村　貞　彦　㊞

監 査 等 委 員　梅　本　大　祐　㊞

監 査 等 委 員　井　出　　彰　㊞

（注）　監査等委員吉村貞彦、梅本大祐及び井出彰は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)　変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)　変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削　除＞

現行定款	変更案
＜新　設＞	第１５条（電子提供措置等） １．当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
＜新　設＞	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） １．　変更前定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第１５条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ２．　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．　本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。加えて、経営体制の強化のため、取締役を1名増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案で提案されている全ての取締役候補者について特段指摘すべき事項は無いとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大淵亮平（おおぶちりょうへい） (1987年９月24日生)	2010年４月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ　入社 2011年９月　当社　取締役 2017年12月　当社　代表取締役社長（現任） 2021年５月　合同会社ダイエン　代表社員（現任） (現在の地位・担当) 代表取締役社長 (重要な兼職の状況) 合同会社ダイエン　代表社員	1,125,900株
2	垣内勇威（かきうちゆうい） (1984年４月12日生)	2007年４月　株式会社ビービット　入社 2013年11月　当社　入社 2014年10月　当社　取締役（現任） (現在の地位・担当) 取締役　インキュベーション担当 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	826,200株
3	竹本祐也（たけもとゆうや） (1985年８月13日生)	2008年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社　入社 2013年７月　A.T.カーニー株式会社　入社 2018年７月　当社　取締役（現任） (現在の地位・担当) 取締役　コーポレート担当 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	231,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	井口善文（いぐちよしふみ） (1976年11月７日生)	1999年４月　ソニー株式会社（現　ソニーグループ株式会社）　入社 2006年１月　株式会社リクルート　入社 2012年４月　株式会社経営共創基盤　入社 2015年11月　株式会社ウィルゲート　取締役 2019年１月　当社　取締役（現任） 2019年１月　LODESTAR合同会社　代表社員（現任） (現在の地位・担当) 取締役　ビジネスプランニング担当 (重要な兼職の状況) LODESTAR合同会社　代表社員	－
5	舩木真由美（ふなきまゆみ） (1978年８月６日生) (新任)	2001年４月　株式会社メディア・バスターズ　入社 2003年10月　株式会社ベクトル　入社 2005年９月　株式会社ブレインズ・カンパニー　入社 2008年４月　楽天株式会社（現　楽天グループ株式会社）　入社 2014年４月　株式会社シプード　入社 2015年７月　同社　取締役 2016年４月　同社　代表取締役（現任） 2021年３月　ロードスターキャピタル株式会社　社外取締役（現任） (現在の地位・担当) 該当事項はありません。 (重要な兼職の状況) 株式会社シプード　代表取締役 ロードスターキャピタル株式会社　社外取締役	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．舩木真由美氏は、新任の社外取締役候補者であります。
３．舩木真由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要としては、豊富な広報業務経験に加えて150社を超える企業の広報支援業務に携わっており、多様な視点並びに企業のコミュニケーションに関する専門的な知見を有しているとともに、会社経営者として経営全般に関する幅広い見識をも有し、社会で起きている事象に対する深い洞察力のもと、課題解決に向けた企画力・実行力に

も秀でていることから、当社におけるステークホルダーとのコミュニケーションに関する助言や業務執行に関する監督の強化・充実に寄与することを期待したためであります。

4．当社は、舩木真由美氏が就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定です。

5．当社は、舩木真由美氏が就任した場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

6．当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年２月に更新の予定です。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「４．会社役員の状況（３）役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2019年5月28日開催の第9回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下、本議案において「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内（うち社外取締役分は年間2,500株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額5,000万円以内（うち社外取締役分は年額250万円以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は４名（うち社外取締役０名）であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は５名（うち社外取締役１名）となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1)　対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、①2年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間、又は、②本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間のいずれかの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)②に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)②に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)　当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、

当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7)　上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は2021年２月26日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「４．会社役員の状況　(4)　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本議案の内容に沿って変更することを予定しております。また、本議案及び「第４号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年２月28日時点）に占める割合は約0.85％とその希薄化率は軽微です。

そのため、当社は本議案の内容が相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年5月28日開催の第９回定時株主総会において年額5,000万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含み、以下「対象監査等委員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること並びに当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象監査等委員に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、監査等委員である取締役の協議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象監査等委員の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象監査等委員に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象監査等委員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象監査等委員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内（うち社外取締役分は年間10,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額1,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,000万円以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査等委員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、当社の監査等委員である取締役の協議に基づき決定することといたします。

なお、現在の対象監査等委員は３名です。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、「第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載された本割当契約の内容と同様の割当契約を締結するものといたします。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象監査等委員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること及び当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、対象監査等委員に対し報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

また、本議案及び「第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年２月28日時点）に占める割合は約0.85%とその希薄化率は軽微です。

そのため、当社は本議案の内容が相当なものであると判断しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター　１階　Room B
TEL 03－6206－4855

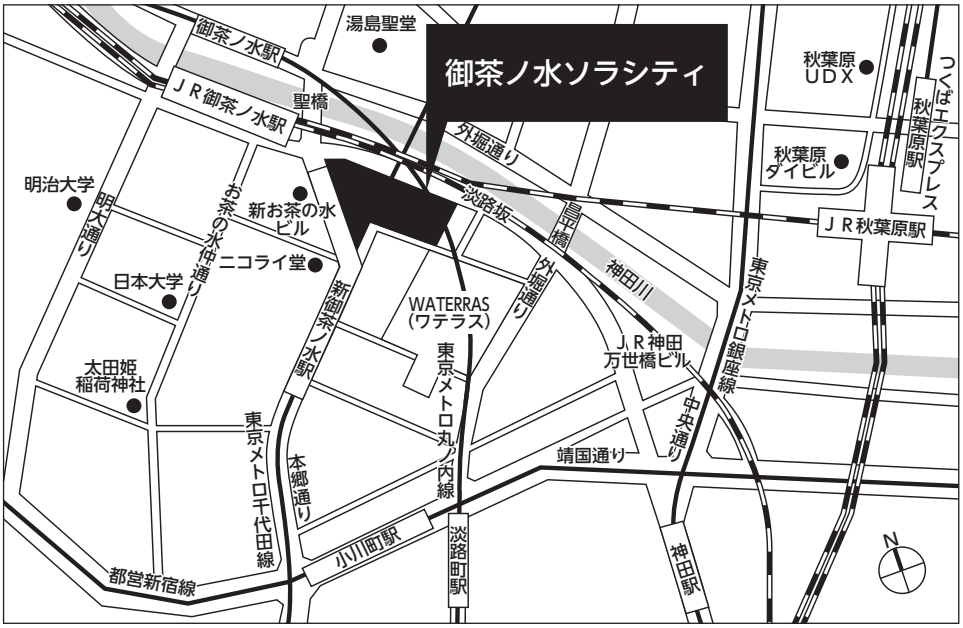

交通	ＪＲ 中央線・総武線「御茶ノ水」駅	聖橋口から	徒歩 約１分
	東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅	出口Ｂ２	直結
	東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅	出口１から	徒歩 約４分
	都営地下鉄 新宿線「小川町」駅	Ａ５出口から	徒歩 約６分

新型コロナウイルスによる感染拡大が続いております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身のご体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。
また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。
何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。